

# **中津川市太陽光発電設備設置の手引き**

**令和6年4月1日**

**岐阜県中津川市**

## 目 次

はじめに この手引き作成の目的について

<条例改正の背景> . . . . .	1
<条例の目的、基本理念と責務> . . . . .	2
<用語解説> . . . . .	3
1. 抑制区域について . . . . .	4
2. 条例の適応を受ける事業について . . . . .	8
3. 太陽光発電設備の設置に関する手続きについて . . . . .	8
(1) 関係住民等協議の手続き . . . . .	9
(2) 市への届出の手続き . . . . .	10
(3) 事業計画の変更等の手続き . . . . .	15
4. 適正な管理について . . . . .	18
5. 事業の廃止について . . . . .	19
6. 報告及び立入調査について . . . . .	21
7. 指導、助言又は勧告及び公表について . . . . .	22
8. 事業者が所在不明となった場合における特例について . . . . .	23
9. 経過措置等について . . . . .	24
10. 協定書の参考例について . . . . .	24

## はじめに この手引き作成の目的について

### 〈条例改正の背景〉

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」と言います。）のうち、太陽光をエネルギー源とするもの（以下「再生可能エネルギー発電設備」と言います。）の設置に伴い、防災・環境・景観上の懸念が生じ、事業者と地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が市内でも顕在化しています。

一方、資源エネルギー庁が策定している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2020 年 4 月改訂：以下「事業計画ガイドライン」と言います。）では、「第 2 章 適切な事業実施のために必要な措置・第 1 節 企画立案（P 6）」の説明文の中で「再生可能エネルギー発電事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められる。」「2. 地域との関係構築（P 10）」として「①事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」「②地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するよう努めること。環境アセスメント手続きが必要でない規模の発電設備の設置計画についても、自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。」等とされています。

しかしながら、このような国の指導があるにもかかわらず、今までの「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」では、事業面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える事業しか市への届出義務がなかったため、1,000 m<sup>2</sup>以下の事業の場合は地元に対して十分な説明もなく、当市にもほとんど何ら相談もなく事業が進められてきたのが実態です。

以上の実態を踏まえ、中津川市では令和 3 年 4 月 1 日付で「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」（平成 29 年中津川市条例第 7 号、以下「市条例」と言う。）を改訂し、発電出力が 10kW 以上の再生可能エネルギー発電設備設置事業について市への届出義務を課しました。

この手引きは、この改正された市条例を正しく運用してもらうために策定したものです。事業者の方には事業が地域の理解を得て円滑に進むよう、また市民の皆様には事業に伴う心配が解消され、共存できるよう、共に役立ってもらえることを願っています。

## 〈条例の目的、基本理念と責務〉

国では、「エネルギー源として再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境の負荷への低減を図るうえで重要となっている。」とし、「2018年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、他の電源と比較して競争力のある水準までのコスト低減と固定価格買取制度からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能となるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き推進していくこと」とし、「再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進し、環境への負荷低減を実現しつつ長期にわたり安定的に発電を継続していくことが重要」（以上「事業計画ガイドライン」第1章1. ガイドライン制定の趣旨・位置付けより）とされています。

以上を踏まえ、この市条例は、「再生可能エネルギー発電事業の適正な整備及び維持管理を図り、もって市内の貴重な森林、農地等の良好な自然環境及び住民が安心して生活できる住環境の保全並びに潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与すること」を目的とし（市条例第1条）、「中津川市の豊かな自然環境、安心安全な生活環境及び特色ある景観は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在および将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図れなければならない」を基本理念として策定されています。（市条例第2条）

これを受け、市の責務は、「市条例第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない」ことです。（市条例第4条）

また、事業者の責務は、「関係法令及び市条例を遵守し、中津川市の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特色ある景観に十分配慮し、自治会の住民及び近隣関係者（以下「自治会等」と言う。）に対して事業計画について十分説明し、事業区域の周辺の住民との良好な関係を保つよう努めなければならない」ことです。（市条例第5条）

一方で、市民の責務は、「市条例第2条に定める基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければならない」ことです。（市条例第6条）

〈用語解説〉（市条例第3条）

<b>再生可能エネルギー発電設備</b>	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成2260条の3年法律第108号。以下「法」と言う。）」第2条第3項（令和4年4月1日以降にあっては、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第2条第2項と読み替える。）に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光をエネルギー源とするものを言う。（送電に係る電柱等を除く。）
<b>事業</b>	再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電を行う事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）を言う。
<b>事業者</b>	事業を行う者を言う。
<b>事業区域</b>	事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）
<b>森林</b>	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林を言う。
<b>農地</b>	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地を言う。
<b>自治会</b>	その区域に事業区域を含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体を言う。
<b>近隣関係者</b>	事業区域に隣接する土地又は建築物を所有する者を言う。
<b>土地所有者</b>	再生可能エネルギー発電設備が設置された土地の所有者、占有者または管理者を言う。
<b>利害関係団体等</b>	自治会、近隣関係者その他の事業の実施に関して、直接利害関係がある者を言う。（27ページに詳細説明あり）

## 1. 抑制区域について

中津川市では、災害の防止、良好な自然環境等の保全及び再生可能エネルギー発電設備と地域との共生を図るため、再生可能エネルギー発電設備の設置について特に配慮が必要と認められている区域を「抑制区域」として「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則」（令和2年中津川市規則第53号、以下「市規則」という。）で指定し、事業者はこの抑制区域を事業区域に含まないように努めなければならないと規定しています。（市条例第7条）

### <抑制区域>（市規則第4条）

<b>(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</b>	
<b>①土砂災害警戒区域</b>	
<p>【具体例】 市内700ヶ所（R2.9.29現在）区域の指定については、岐阜県砂防課・恵那土木事務所、中津川市建設部建設課に備え付けの地図若しくは岐阜県HP「ぎふ土砂災害防止法ポータル」<sup>注1</sup>又は中津川市HP「中津川市土砂災害等ハザードマップ」<sup>注2</sup>で確認できます。</p>	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項</p> <p>協議先 【県】 恵那土木事務所 【市】 防災安全課</p>
<b>②土砂災害特別警戒区域</b>	
<p>【具体例】 土砂災害警戒区域のうち631ヶ所区域の指定については、上記「土砂災害警戒区域」に同じ</p>	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項</p> <p>協議先 【県】 恵那土木事務所 【市】 防災安全課</p>
<b>(2) 急傾斜地崩壊危険区域</b>	
<p>【具体例】 区域の指定については、岐阜県砂防課・恵那土木事務所、中津川市建設部建設課に備え付けの地図若しくは岐阜県HP「ぎふ土砂災害防止法ポータル」<sup>注1</sup>又は中津川市HP「中津川市土砂災害等ハザードマップ」<sup>注2</sup>で確認できます。</p>	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項</p> <p>協議先 【県】 恵那土木事務所 【市】 管理課</p>
<b>(3) 地すべり防止区域</b>	
<p>【具体例】 区域の指定については、岐阜県砂防課・恵那土木事務所、中津川市建設部建設課に備え付けの地図若しくは岐阜県HP「ぎふ土砂災害防止法ポータル」<sup>注1</sup>又は中津川市HP「中津川市土砂災害等ハザードマップ」<sup>注2</sup>で確認できます。</p>	<p>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項</p> <p>協議先 【県】 恵那土木事務所 【市】 管理課</p>

(4) 砂防指定地	
<p>【具体例】 区域の指定については、岐阜県砂防課・恵那土木事務所、中津川市建設部管理課にお問い合わせいただくか、岐阜県 HP「砂防指定地等の区域図」<sup>注3</sup>で確認できます。</p>	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条
	協議先 【県】 恵那土木事務所 【市】 管理課
(5) 洪水浸水想定区域	
<p>【具体例】 木曾川・中津川・後田川・前川の各河川流域の一部の区域が指定 区域の指定については、岐阜県砂防課・恵那土木事務所、中津川市総務部防災安全課にお問い合わせいただくか、岐阜県 HP「洪水浸水想定区域図・水害危険情報図一覧」<sup>注4</sup>で確認できます。</p>	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項
	協議先 【県】 恵那土木事務所 【市】 防災安全課
(6) 河川区域及び河川保全区域	
<p>【具体例】 1 級河川（木曾川水系市内 30 河川）、2 級河川（市内該当河川なし）が対象になります。準用河川・普通河川（市管理河川）は対象外です。河川名等は、岐阜県県土整備部河川課 HP の「河川調書」<sup>注5</sup>等でご確認ください。</p>	≪河川区域≫河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項 ≪河川保全区域≫同法第 54 条第 1 項
	協議先 【県】 恵那土木事務所 【市】 管理課
(7) 特別保護地区	
<p>【具体例】 市内木曾川下流域沿岸部 詳しくは、岐阜県環境企画課 HP で、「県域統合型 GIS からの詳細の地図を見る」<sup>注6</sup>で検索して下さい。</p>	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律 88 号）第 29 条第 1 項
	協議先 【県】 恵那事務所環境課 【市】 有害鳥獣対策室
(8) 農用地区域	
<p>【具体例】 農用地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地 詳しくは、市農業振興課にご確認ください。</p>	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号
	協議先 【市】 農業振興課
(9) 保安林	
<p>【具体例】 保安林の位置図等詳細は中津川市林業振興課で「森林簿の閲覧」<sup>注7</sup>によりご確認ください。</p>	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項
	協議先 【県】 恵那農林事務所 【市】 林業振興課

<b>(10) 埋蔵文化財を包蔵する区域、史跡名勝天然記念物、文化財登録原簿に登録された記念物が所在する区域、県記念物及び史跡名勝天然記念物が所在する区域</b>	
<b>①埋蔵文化財を包蔵する区域</b>	
【具体例】 令和3年1月1日現在市内に約500件点在します。詳しい場所等の確認については、中津川市文化振興課にご確認ください。	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項
	協議先 【市】文化振興課
<b>②史跡名勝天然記念物（国指定）</b>	
【具体例】 令和3年1月1日現在市内に6件あります。詳しい場所等の確認については、中津川市文化振興課にお問い合わせいただくか、中津川市HP「天然記念物」 <sup>注8</sup> でご確認ください。	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項
	協議先 【市】文化振興課
<b>③文化財登録原簿に登録された記念物が所在する区域（国指定）</b>	
【具体例】 令和3年1月1日現在では、市内には該当するものではありません。今後指定される場合がありますので、中津川市文化振興課にご確認ください。	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第132条第1項
	協議先 【市】文化振興課
<b>④県記念物（県指定）</b>	
【具体例】 令和3年1月1日現在市内に17件あります。詳しくは、岐阜県文化伝承課又は中津川市文化振興課にお問い合わせいただくか、岐阜県HP「岐阜県文化財図録」 <sup>注9</sup> 又は中津川市HP「天然記念物」 <sup>注8</sup> でご確認ください。	岐阜県文化財保護条例（昭和29年条例第37号）第8条第1項
	協議先 【市】文化振興課
<b>⑤史跡名勝天然記念物が所在する区域（市指定）</b>	
【具体例】 令和3年1月1日現在市内に129件あります。詳しくは中津川市文化振興課にお問い合わせいただくか、中津川市HP「天然記念物」 <sup>注8</sup> でご確認ください。	中津川市文化財保護条例（昭和51年条例第42号）第2条第4項
	協議先 【市】文化振興課
<b>(11) 景観計画重点区域</b>	
【具体例】 市内には①本町中山道地区、②落合中山道地区、③馬籠中山道地区の3ヶ所があります。詳しくは、中津川市HP「中津川市景観計画」 <sup>注10</sup> をご確認ください。	中津川市景観条例（平成27年条例第19号）第7条第2項
	協議先 【市】都市住宅課
<b>(12) 県立自然公園の特別地域</b>	
【具体例】 市内には①恵那峡、②胞山、③裏木曾の3ヶ所があります。詳しくは、岐阜県HP「自然公園」 <sup>注11</sup> をご確認ください。	岐阜県立自然公園条例（昭和39年条例第45号）第9条第1項
	協議先 【県】恵那県事務所環境課 【市】観光課



### (13) 自然環境保全地域の特別地区

【具体例】 市内には「椈の湖畔」の1ヶ所があります。詳しくは岐阜県 HP 「環境保全地域一覧」 <sup>注12</sup> をご確認ください。	岐阜県自然環境保全条例（昭和 47 年 条例第 17 号）第 16 条第 1 項
	協議先 【県】 恵那県事務所環境課 【市】 環境政策課

注1：ぎふ土砂災害防止法ポータル「岐阜県内の区域指定状況」  
<https://portal.gifugis.jp/sabo/danger/portal.html>

注2：中津川市 HP の「防災マップ・危険箇所・避難場所」の「中津川市土砂災害等ハザードマップ」  
<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/bosaianzenka/2/2/11751.html>

注3：岐阜県砂防課 HP の「砂防指定地等の区域図」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/323.html>

注4：岐阜県河川課 HP の「洪水浸水想定区域図・水害危険情報図一覧」  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20630.html>

注5：岐阜県「河川調書」<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/248397.pdf>

注6：岐阜県環境管理課 HP の「狩猟者必携（ハンターマップ、鳥獣保護区等位置図）」又は「県域統合型 GIS からの詳細の地図を見る」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/10885.html>

注7：中津川市 HP の「指定文化財」  
<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkashinkoka/2/3/933.html>

注8：岐阜県文化伝承課 HP の「文化財目録」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13288.html>

注9：中津川市 HP の「景観計画」  
<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/toshikenchikuka/3/3/892.html>

注10：岐阜県環境生活政策課 HP の「自然公園」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6039.html>

注11：岐阜県環境生活政策課 HP の「環境保全地域一覧」  
自然 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6061.html>  
緑地 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6062.html>

## 2. 条例の適応を受ける事業について

市条例の規定は、発電出力が10kW以上の事業に適用されます。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号<sup>注12</sup>に規定する建築物の屋根、壁面、屋上、事業所等の敷地内に設置されるなど、自然環境、生活環境及び景観に影響を与えないと市長が認めたものは除きます。（市条例第8条）

また、事業区域の一体性の判断は、「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則に係る様式を定める要綱」（令和2年12月9日決裁、以下「市要綱」と言う。）に定める「事業一体性の判断チェックリスト」（様式第1号）により判断します（市規則第3条）。該当する場合は、事前に市（環境政策課）に相談してください。

事業実施にあたっての届出は、木竹の伐採、切土、盛土、埋立て等の造成工事を行う前に届け出る必要がありますので、ご注意ください。

注12：【建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号】

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

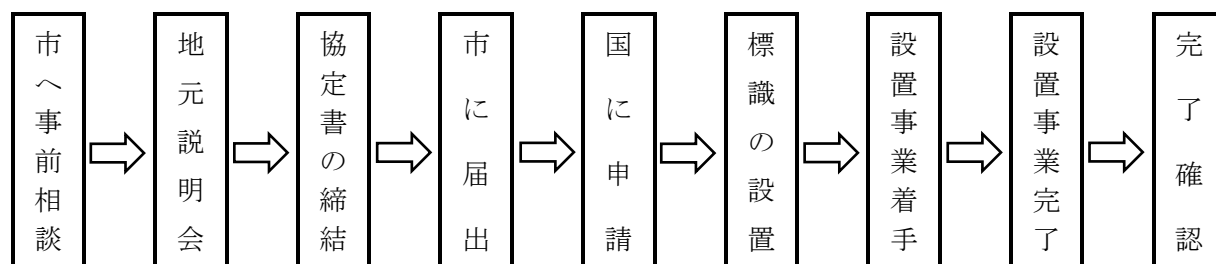
## 3. 太陽光発電設備の設置に関する手続きについて

事業者は、再生可能エネルギー発電事業を施行しようとするときは、事前に市と協議をしたうえで、市への事業の届出を行う前に自治会等に対し事業内容等に関する説明会を開催しなければなりません。（市条例第9条第1項）

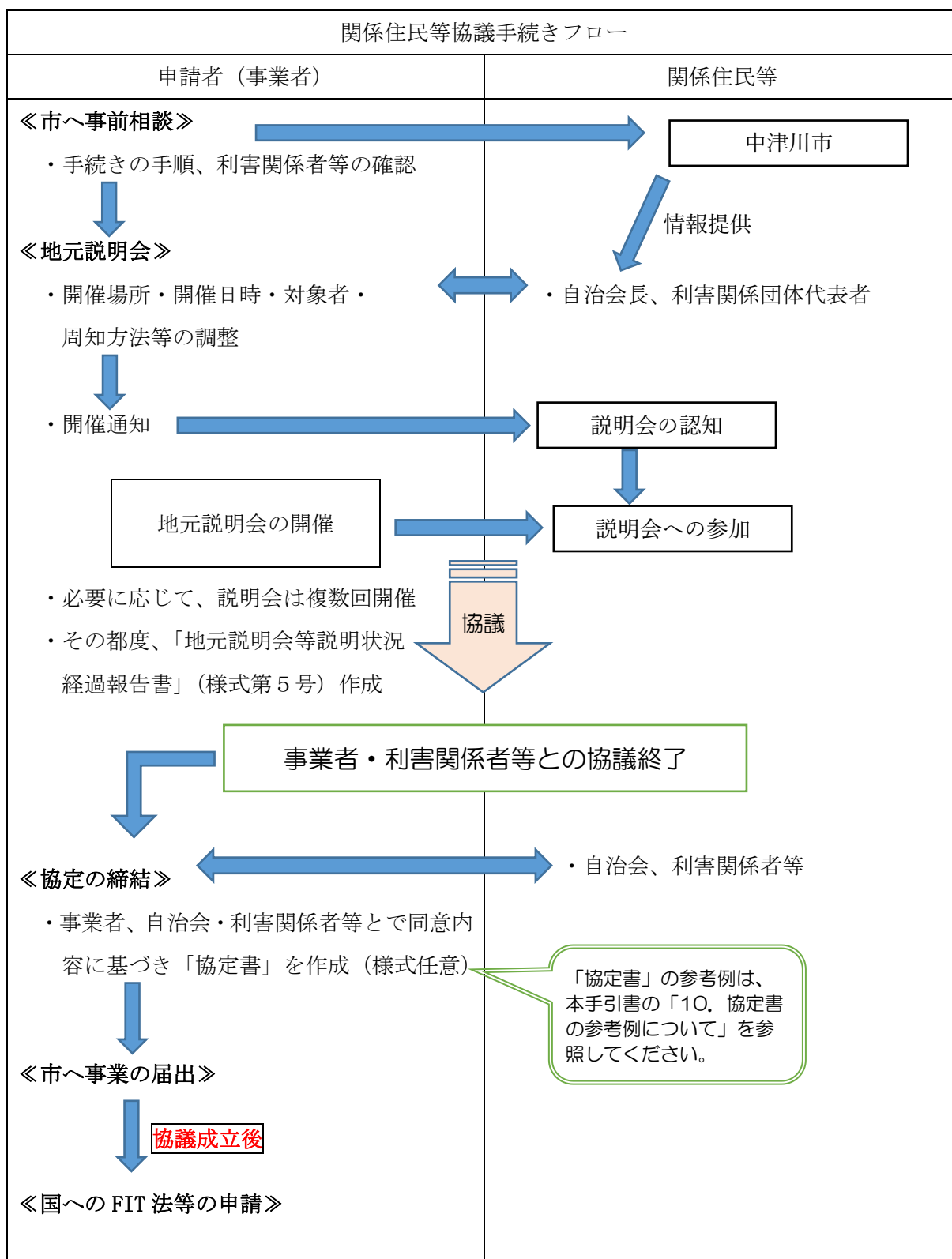
自治会等への説明会終了後、利害関係団体等と協定を締結し、市に届出を行い、協議成立後にFIT法に基づく国への申請を行ってください。

ただし、令和3年4月1日以前にFIT法に基づく国の認定を受けている場合であっても、地元説明会、協定の締結、市への届出等は必要となります。

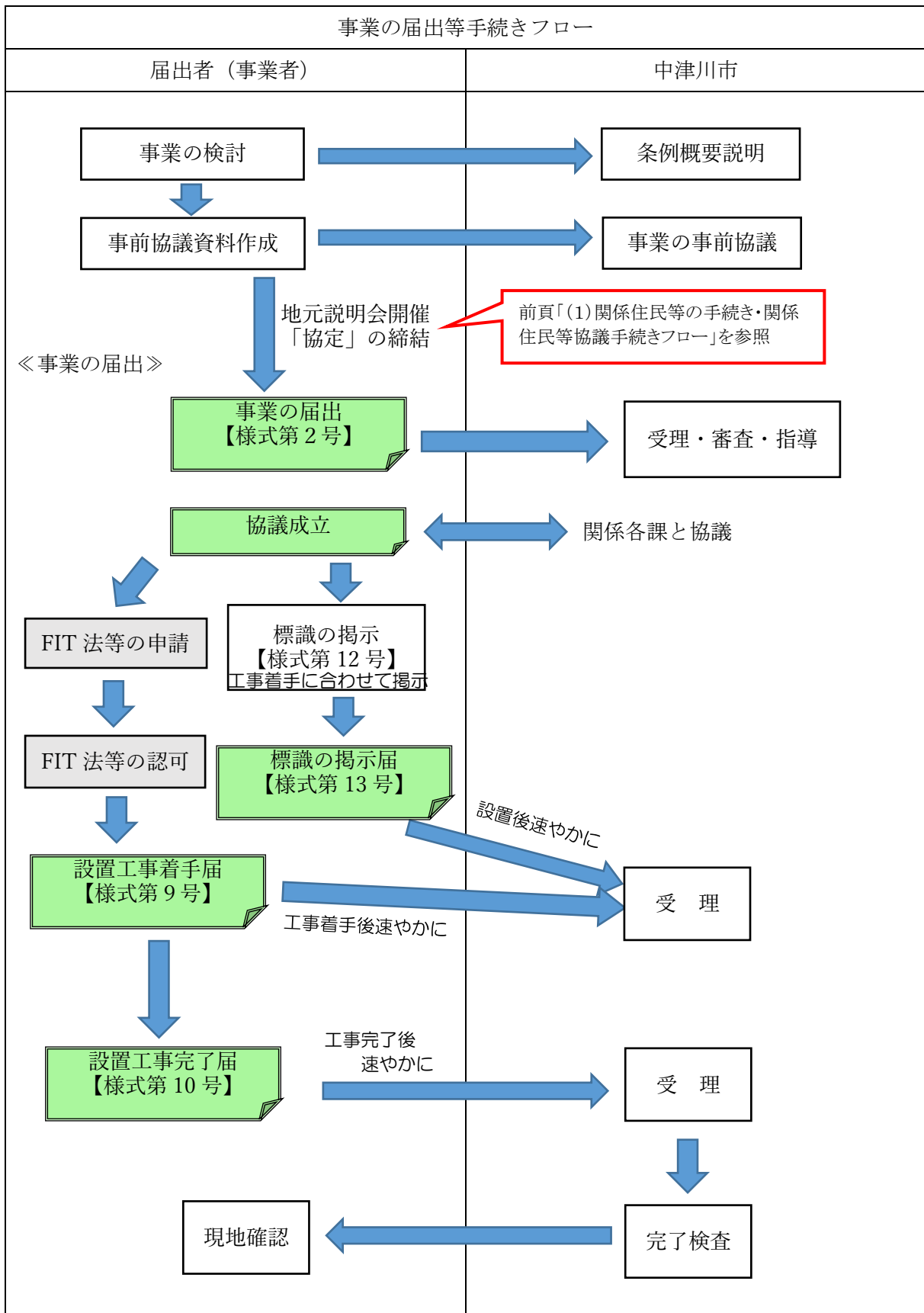
・標準的な手続きフロー



## (1) 関係住民等協議の手続き



## (2) 市への届出の手続き



<b>事業の届け出に際し提出する届出書及び添付書類</b> (市条例第 11 条第 1 項、市規則第 6 条第 1 項、市要綱第 4 条第 1 項)
<b>再生可能エネルギー発電設備設置事業届出書【様式第 2 号】</b>
①事業一体性の判断基準チェックリスト【様式第 1 号】
②再生可能エネルギー発電設備設置事業概要書【様式第 3 号】
③太陽光発電の環境配慮ガイドライン チェックシート
④事業区域内における法令等に基づく開発行為の制限等の調査書【様式第 4 号】
⑤事業者を証明する書類 法人の場合：履歴事項全部証明書（法人登記簿） 個人の場合：住民票抄本
⑥地元説明会等説明状況経過報告書【様式第 5 号】
⑦事業者と利害関係団体等との協定書（写し）
⑧再生可能エネルギー発電設備設置事業誓約書【様式第 6 号】
⑨事業場所が分かる書類 ・位置図（縮尺 1/2,500 程度であって場所が特定できるもの） ・事業区域の公図の写し
⑩土地所有者及び近隣関係者等一覧表【様式第 7 号】
⑪土地利用計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）
⑫施設維持管理計画書
⑬造成に係る書類 ・造成計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）及び造成計画断面図（縮尺 縦：1/100 以上、横：1/1,000 以上） ・流量計算書（調整池を含む） ・排水計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）及び排水計画断面図（縮尺 1/50 以上） ・工作物設計図（平面図・立面図・断面図等：法面保護、土砂流出対策を含む）
⑭その他市長が必要と認める書類

※ 上記「③太陽光発電の環境配慮ガイドライン チェックシート」については、環境省発行「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（申請時の最新版）別紙による。なお、発電出力が 50 キロワット未満である場合は、「小規模出力版」チェックシートによるものとする。

※ 届出は、正副合わせ 2 部作成し、提出すること。

添付する図面等に明示すべき事項及びその添付書類等	
図面等の種類	明示すべき事項及びその添付書類等
⑥ 地元説明会等説明状況経過報告書【様式第5号】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会配布資料添付</li> <li>・その他市長が必要と認める書類（議事録・出席者名簿・会議写真等）添付</li> </ul>
⑨ 位置図 (縮尺 1/2, 500 程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、太陽光発電設備の設置位置</li> <li>・道路や目標となる土地及び施設名（公共施設、河川等）</li> </ul>
事業区域の公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後3ヶ月以内のもの</li> <li>・申請区域の明示（朱枠）</li> <li>・道路（赤）、河川（青）色塗り</li> <li>・地目、地積、所有者（申請地及び隣接地）</li> <li>※転写日・転写者の氏名記載のこと</li> </ul>
⑪ 土地利用計画平面図 (縮尺 1/1, 000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の地番及び形状、方位、字の境界及び名称</li> <li>・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積</li> <li>・太陽光発電設備の位置、形状、寸法</li> <li>・変電設備の位置、形状、寸法</li> <li>・事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法</li> <li>・事業区域周辺の抑制区域</li> <li>・緩衝帯の位置、形状、寸法</li> <li>・事業区域内に接する道路の幅員及び形状</li> <li>・送電ルート及び送電に係る電柱の位置</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置、形状、寸法（調整池を含む）</li> </ul>
⑫ 施設維持管理計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネ特措法施行規則で策定が義務付けられている「保守点検及び維持管理計画」を持って充てるものとするが、以下の内容も記載すること。（市規則第6条第3項）</li> <li>・廃棄用費用（発電事業が終了した時点で必要となる再生可能エネルギー発電施設の解体、撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額</li> <li>・積立金の総額、積立て方法、毎月の積立金額</li> <li>・積立ての開始時期及び終了時期</li> </ul>
⑬ 造成計画平面図 (縮尺 1/1, 000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、事業区域の境界線、境界を示す杭の位置</li> <li>・切土、盛土の施行範囲及び位置</li> <li>・切土、盛土の形状、購買等を示す丁張の設置位置</li> <li>・擁壁の位置</li> <li>・排水施設の位置、流下方法</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置</li> <li>※ 断面図と照合できるように記号等を付記</li> <li>※ 造成を行わない場合は、その旨を付記し計画土地の現況写真を添付</li> </ul>

<p><b>造成計画縦断図</b> (縮尺 縦：1/100 以上、 横：1/1,000 以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工前後の地盤面</li> <li>・ 切土、盛土の範囲、高さ及び勾配</li> <li>・ 擁壁の形状及び高さ</li> <li>・ 排水施設の位置</li> <li>・ その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul> <p>※ 平面図と照合できるように記号等を付記</p>
<p><b>流量計算書</b></p>	<p>※ 開発面積により、排水先の容量が不足する場合もあるため、調整池の検討も必要。</p> <p>※ 土砂流出への検討も含めて流量計算を実施すること。</p>
<p><b>排水計画平面図</b> (縮尺 1/1,000 以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位、施設の種類、位置、寸法（規模）、勾配、流下方法</li> <li>・ 吐口の位置</li> <li>・ 放流先の位置及び名称</li> </ul> <p>※ 流量計算書に同じく、調整池や土砂流出の可能性も検討の上排水計画を検討のこと</p>
<p><b>排水計画断面図</b> (縮尺 1/50 以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配</li> <li>・ 排水の流下方向</li> </ul>
<p><b>工作物設計図(平面図・立面図・断面図等)</b> (縮尺 1/50 以上)</p>	<p>《擁壁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋位置及び間隔</li> <li>・ 水抜き穴の位置、材料、及び内径</li> <li>・ 透水層の位置及び寸法</li> </ul> <p>《太陽光発電施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配</li> <li>・ 変電設備の形状、高さ、寸法</li> <li>・ 太陽光発電設備及び架台等の色彩</li> </ul> <p>※ カタログ等を添付</p> <p>《工作物等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等</li> </ul> <p>※ カタログ等を添付</p> <p>※ 開発面積や敷地傾斜等により、法面保護（吹付・張芝・植生など）、土砂流出対策（敷地へのシート保護・敷砂利・沈砂池の設置など）を明示した図面も必要に応じ作成</p>

※ 上記図面にはタイトル、作成者、寸法、縮尺、平面図においては方位を表記のこと。記号を用いる場合は、図中に凡例を表示すること。

※ 既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認すること。既存の資料がない場合や、既存の資料が現況と相違する場合は、現地測量を行い、図面を作成すること。

## 掲示する標識と掲示届出書に明示すべき事項及びその添付書類等

(市条例第 14 条第 1 項・第 2 項、市規則第 9 条第 1 項・第 2 項、市要綱第 6 条第 1 項・第 2 項)

図面等の種類	明示すべき事項及びその添付書類等
<p>再生可能エネルギー発電設備 標識【様式第 12 号】</p>	<p>《大きさ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦 25 cm 以上×横 35 cm 以上とする。</li> </ul> <p>《材質》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風雨により劣化・風化し文字が消えることが無いよう適切な材料を使用する。</li> </ul> <p>《表示内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備の区分、名称、設備 ID、設置場所、出力 (kW)</li> <li>・再生可能エネルギー発電事業者の氏名 (法人の場合は名称及び代表者名)、住所、連絡先</li> <li>・保守点検責任の氏名 (法人の場合は名称及び代表者名)、住所、連絡先</li> <li>・運転開始年月日</li> <li>・その他市長が必要と認める事項</li> </ul> <p>※資源エネルギー庁が策定する「事業計画ガイドライン (太陽光発電)」に規定する標識を設置する場合は、それに代えることができる。</p> <p>《設置期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始時 (土地の開発工事の造成を行わない場合は、設置工事の着手日) から当該設備の適正な処分が終了した日まで</li> </ul> <p>《設置場所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内の外部から見やすい場所</li> </ul>
<p>再生可能エネルギー発電設備 標識掲示届出書 【様式第 13 号】</p>	<p>《提出時期》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標識を掲示した日から起算して 7 日以内</li> </ul> <p>《添付書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標識を掲示した場所が明示された図面</li> <li>・標識の掲示の状況及び記載した内容が分かる写真</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

※ 届出は、正副合わせ 2 部作成し、提出すること。



事業着手等の届出書に明示すべき事項及びその添付書類等 (市条例第12条、市規則第8条第1項～第3項、市要綱第5条第1項～第3項)	
図面等の種類	明示すべき事項及びその添付書類等
再生可能エネルギー発電設備 設置工事着手届出書 【様式第9号】	≪提出時期≫ ・着手後速やかに ≪添付書類≫
再生可能エネルギー発電設備 設置工事完了届出書 【様式第10号】	≪提出時期≫ ・完了後速やかに ≪添付書類≫ ・設置工事写真（施工前及び施工中）及び竣工後完成写真 ・完成平面図
再生可能エネルギー発電設備 設置工事中断・再開届出書 【様式第11号】	≪提出時期≫ ・中断及び再開後速やかに ≪添付書類≫ ・中断時又は再開時の事業地現況写真 ・その他市長が必要と認める書類

※ 届出は、正副合わせ2部作成し、提出すること。

### （3）事業計画の変更等の手続き

#### ①変更に係る関係住民等の手続き

事業者は事業の届出内容に変更が生じたときは、その変更内容を市に届け出る前に、自治会等に対し、事業内容の変更に関する説明会を開催します。ただし、その変更内容が軽微で、市長が説明会の開催を要しないと認めたときは、不要です。（市条例第9条2項）

事業者は、当初の説明会と同様な手順で変更の説明会を開始し、利害関係団体等と改めて協議し、再協定するなどの見直しが必要です。（市条例第10条第2項）

また、事業者が再生可能エネルギー発電事業を第三者に譲渡又は貸し付けようとする場合、第三者である事業を譲り受ける者又は借り受ける者に対し、締結している協定内容を継承させなければなりません。（市条例第10条第3項）

市への届出については、事業者は、FIT法第9条第1項の規定による認定の申請を国に行う前に、市規則で定める事項を市長に届け出て、市長と協議しなければなりません。（市条例第11条第1項）

FIT 法に基づく国への認定申請の前に、地元説明会の開催、協定の締結、市への届出及び協議が必要となります。事業計画には十分な余裕をもって、しっかり確認しながら実施してください。

## ②市役所への事業の届出内容の変更の手続き

届出内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出て市長と協議をしなければなりません。ただし、その変更内容が規則で定める軽微なものであるときは、協議は不要です。(市条例第 11 条第 2 項)

【規則で定める軽微なものである場合】(市規則第 7 条)

- (1) 事業区域の面積の縮小
- (2) 事業者が法人の場合にあっては、代表者の変更
- (3) その他市長が認めるもの

この変更の届出は、「再生可能エネルギー発電設備設置事業変更届出書」(様式第 8 号)に、12 ページで前述した (1) ～ (14) に掲げる必要書類のうち、当該変更に係る書類を添付してください。(市規則第 6 条第 4 項)

なお、この変更の届出を行う場合は、各書類を正副 2 通作成し、市に提出してください。(市規則第 6 条第 5 項)

<b>事業の届け出内容に変更が生じたときに提出する届出書及び添付書類</b>	
(市条例第 11 条第 2 項、市規則第 6 条第 4 項、市要綱第 4 条第 2 項)	
<b>再生可能エネルギー発電設備 設置事業変更届出書</b> <b>【様式第 8 号】</b>	≪提出時期≫ ・届け出た事項に変更が生じたとき、速やかに ≪添付書類≫ ・再生可能エネルギー発電設備設置事業届出書(様式第 2 号) の写し ・変更前後の状況を説明できる図書 ・その他市長が必要と認める書類

※ 届出は、正副合わせ 2 部作成し、提出すること。

事業者は、事業の届出内容等の変更により、標識の掲示内容に変更が生じた場合は、速やかに当該掲示内容を修正するとともに、その旨を市に届出が必要です。(市条例第 14 条第 3 項、市規則第 9 条第 3 項、)

この場合、事業者は「再生可能エネルギー発電設備標識掲示変更届出書」(様式第 14 号)に変更後の標識を掲示した場所が明示された図面と、変更後の標識の掲示状況及び標識に記載された変更内容が分かる写真、その他市長が必要と認める書類を添えて、標識の内容を変更し掲示した日から起算して 7 日以内に市へ提出してください。(市規則第 9 条第 3 項)

<b>標識の掲示内容の変更と掲示変更届出書に明示すべき事項及びその添付書類等</b> (市条例第 14 条第 3 項、市規則第 9 条第 3 項、市要綱第 6 条第 3 項)	
再生可能エネルギー発電設備 標識掲示変更届出書 【様式第 14 号】	≪提出時期≫ ・ 標識の内容を変更し掲示した日から起算して 7 日以内  ≪添付書類≫ ・ 変更後の標識を掲示した場所が明示された図面 ・ 変更後の標識の掲示の状況及び標識に記載した変更内容が分かる写真 ・ その他市長が必要と認める書類

※ 届出は、正副合わせ 2 部作成し、提出すること。

## 4. 適正な管理について

事業者は、市条例で定める管理基準を遵守し、当該再生可能エネルギー発電設備を適正に管理しなければなりません。（市条例第 15 条、市規則第 10 条）

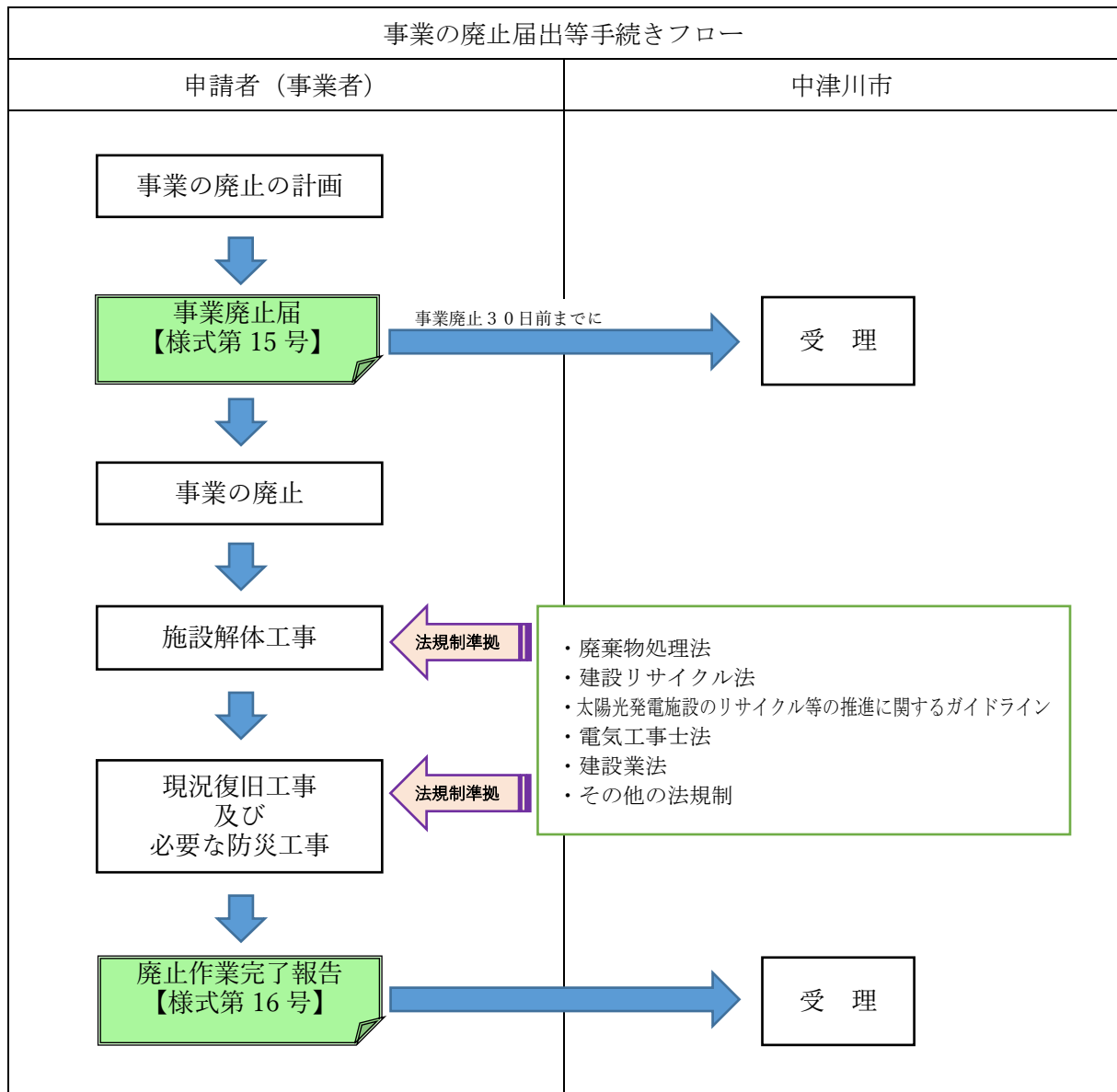
### 再生可能エネルギー発電設備維持管理基準

- 1 事業区域の境界を越えて土砂及び多量の雨水が流出しないこと。
- 2 破損した太陽光発電設備を放置しないこと。
- 3 太陽光発電設備に付属する工作物等に脱落、はく離、破損、変形又は傾斜が生じないこと。
- 4 雑草又は樹木が繁茂し、倒伏し、又は傾斜することにより事業区域の境界を超えないこと。
- 5 雑草が太陽光電池モジュールを覆うほど繁茂しないこと。
- 6 標識が著しく破損し、老朽化し、汚染し、又は退色していないこと。
- 7 発電事業の防災、環境保全、景観保全等に関し、計画策定段階において予期しなかった問題が生じた場合には、設置者の責任において設置者の費用で適切な措置を講じるとともに、速やかに市長及び地域住民等に対して経過説明を行うこと。
- 8 自然災害の発生又は発電設備の不具合により、発電設備が故障し、又は第三者への被害をもたらすおそれがある場合は、発電設備の点検を行い、事故防止に努めること。

上記以外にも、「事業計画策定ガイドライン」に基づく「適正な運用・管理」、を実施することは言うまでもありません。

適正な管理を行うに当たっては、この他にも「太陽光システム保守点検ガイドライン」（令和元年 12 月 27 日改訂 財団法人日本電機工業会、一般社団法人太陽光発電協会）、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（平成 22 年 5 月〔令和 2 年 5 月改訂〕環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）なども参照し、周辺環境にも十分に配慮した管理を実施してください。

## 5. 事業の廃止について



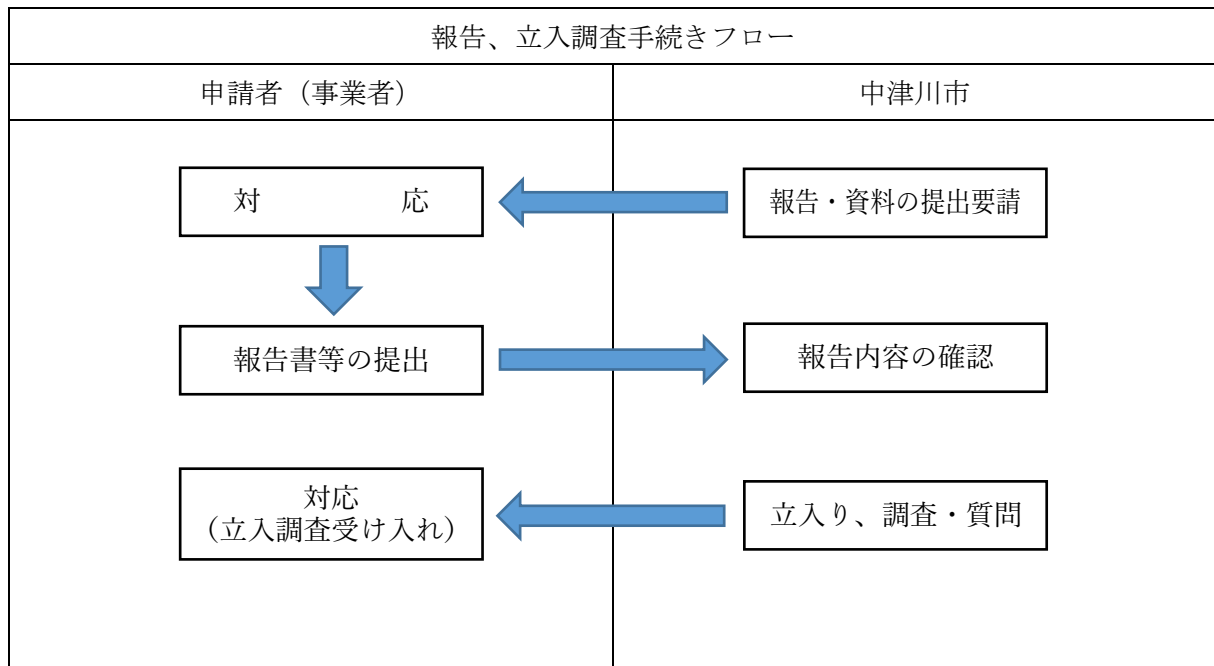
**事業の廃止の届出書に明示すべき事項及びその添付書類等**

(条例第 16 条、市規則第 11 条、市要綱第 7 条)

図面等の種類	明示すべき事項及びその添付書類等
再生可能エネルギー発電事業 廃止届出書 【様式第 15 号】	《提出時期》 ・当該事業を廃止する日の 30 日前までに 《添付書類》 ・事業廃止時の事業地現況写真 ・その他市長が必要と認める書類
再生可能エネルギー発電事業 廃止作業完了届出書 【様式第 16 号】	《提出時期》 ・適正な処分終了後速やかに 《添付書類》 ・事業廃止作業完了時の事業地現況写真 ・産業廃棄物マニフェスト (写) ・建設リサイクルマニフェスト (写) ・その他市長が必要と認める書類

※ 届出は、正副合わせ 2 部作成し、提出すること。

## 6. 報告及び立入調査について



市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業区域に係る土地に立入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができることとなっています。（市条例第17条第1項）

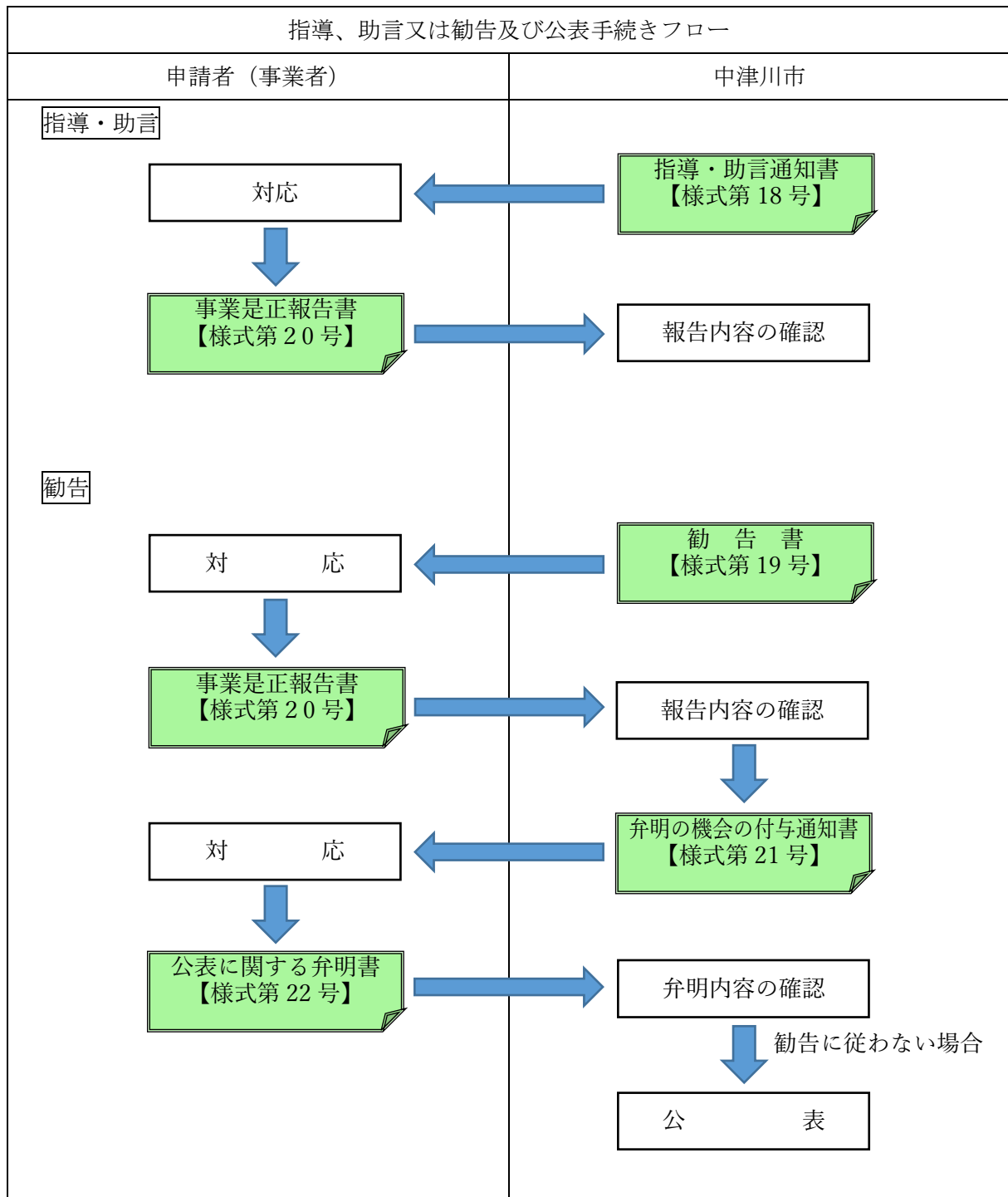
立入調査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示することとなっています。（市条例第17条第2項）

また、太陽光発電設備の設置工事の完了届があった時又は必要があると認めるときは、立入調査その他の方法により事業が適切に行われているかどうかを確認します。（市条例第13条）

例えば、発電設備設置工事中では、地域住民の方から工事内容が説明会で聞いていたものと違う、協定事項が守られていない、市に提出された事業計画と異なる工事が行われている場合等、発電設備稼働後では、騒音や振動、光害と言った公害苦情が寄せられた場合、事業地内の管理が不十分な場合（草木の繁茂、降雨時の土砂の流出等）、その他により確認等が必要となる場合などが想定されます。

市担当職員に報告若しくは資料の提出を求められた場合は、速やかにご協力願います。

## 7. 指導、助言又は勧告及び公表について



市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講じるよう指導又は助言を、「指導・助言通知書」（様式第 18 号）により行うことができます。（市条例第 18 条第 1 項、市規則第 13 条第 1 項）

また、下記に該当する場合は、市長は期限を定めて必要な措置を講じるよう「勧告書」（様式第 19 号）により勧告することができます。（市条例第 18 条第 2 項、市規則第 13 条第 2 項）



- ① 市条例第 11 条（事業の届出）及び第 12 条（事業の着手等の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ② 第 11 条の規定による協議を得ずに事業に着手した者
- ③ 第 14 条（標識の設置）の規定による標識を設置しなかった者
- ④ 第 15 条（適正な管理）に規定する適正な管理を怠った者
- ⑤ 市条例第 17 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- ⑥ 市条例第 18 条第 1 項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者

市からの指導、助言や勧告に対して、事業者は「事業是正報告書」（様式第 20 号）により市長に報告を行う必要があります。

市長は、前述した勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わない時は、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告内容を公表することができます。（市条例第 19 条第 1 項）

公表の方法は、中津川市公告式条例（昭和 26 年条例第 1 号）に定める掲示板における掲示その他適当と認められる方法により行うものとされています。（市規則第 14 条第 1 項）

なお、市長が公表を行おうとするときは、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならないとされており（市条例第 19 条第 2 項）、市は「弁明の機会の付与通知書」（様式第 21 号）により事業者に通知し、事業者は「公表に関する弁明書」（様式第 22 号）により、弁明を行うものとされています。（市規則第 14 条第 2 項）

この「公表に関する弁明書」の内容により、市の勧告に従わない正当な理由があると判断した時は、公表しませんが、弁明書を期限内に提出しない場合や、その弁明書の内容が正当な理由と認められない場合は、事業者の氏名及び住所並びに当該勧告内容を公表することとなります。

## 8. 事業者が所在不明等となった場合における特例について

事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者が事業者と異なる者である場合に限り、その土地所有者を当該再生可能エネルギー発電設備の所有者とみなし、事業の廃止等（市条例第 16 条）、報告及び立入検査（同第 17 条）、指導、助言又は勧告（同第 18 条）、公表（同第 19 条）までの規定が適用されます。（市条例第 20 条）

## 9. 経過措置等について

新たな「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」は、令和3年4月1日から施行されます。(以下「新条例」と言います。) ただし、条例第3条第1号の改正規定(国の法令名称の変更及び国の法令の引用条項番号の修正)は、国の施行日に合わせて令和4年4月1日から施行されます。

また、経過措置として、この新条例の施行の日(以下「施行日」といいます。令和3年4月1日を指します。)前に事業に着手した事業者は、新条例の規定に係わらず、以下の特別な定めがある場合を除き、なお従前の例によります。

特別な定めとは、施行日(令和3年4月1日)前に事業に着手した事業者で、新条例の施行の際に現に事業を行っている事業者には、新条例第14条の規定(標識の設置)を適用します。

また、施行日(令和3年4月1日)前に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第1項に規定する申請を行った事業者で、令和3年4月1日の施行日以後に再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手される事業者は、新条例第9条(自治会等への説明)、第10条(協定の締結)、第11条(事業の届出)、第12条(事業の着手等の届出)及び第14条(標識の設置)の規定が適用されます。この場合において、新条例第11条第1項中「法第9条第1項の規定による認定の申請を行う前に」とあるのは、「令和3年5月31日までに」と読み替えるものとします。

なお、全ての事業者には、新条例第15条(適正な管理)及び第16条(事業の廃止等)の規定が適用されますので、手続きの漏れの無いようにお願いします。

## 10. 協定書の参考例について

次ページ以降に、協定書(案)を掲載しました。あくまで参考例ですので、実際には利害関係団体等と事業者が協議の上、各地域の実情に合った内容で協定書を締結してください。

利害関係団体等は、事業区域を含む自治会及び事業区域に隣接する土地又は建築物を所有する者、その他の事業の実施に関して直接利害関係がある者をいいます。

## 協定書（例）

〇〇区長〇〇（以下「甲」と言う。）と、事業者名・代表者職氏名（以下「乙」と言う。）は、乙の実施する再生可能エネルギー発電事業（太陽光発電事業：以下「本件」と言う。）について、次の通り協定を締結する。

### （事業の実施）

第1条 乙は、この協定に定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類：再生可能エネルギー発電事業（太陽光発電施設の設置と管理）

事業地：中津川市 字 〇〇番地 他△筆

事業面積：〇〇平方メートル

事業規模：太陽光パネル〇〇枚、出力〇〇kW

協定対象期間：令和〇年〇月〇日（協定の締結の日）から事業終了後、乙の撤退の日まで

### （乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施にあたっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

### （甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、この事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

### （着手及び工事の完了）

第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに項に対して工事が完了した旨を文書をもって伝えるものとする。

### （事業の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに変更内容に係る地元説明会を開催するとともに、本協定の改定について協議するものとする。

### （事業の廃止）

第6条 乙は、第1条に掲げる事業を廃止しようとするときは、甲に届け出るとともに事前に事業撤退について詳細に協議するものとする。

(継承に係る措置)

第7条 乙は、第1条に掲げる事業の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は貸し付けようとするときは、あらかじめ甲と協議するとともに、この協定の効力を第三者に継承するものとする。

(協定の存続)

第8条 第1条の事業の実施にあたっては、乙以外の事業者に変更または後退した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

(疑義等の処理)

第9条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じた時又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解釈に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を所持し、乙はその写し1通を中津川市に提出するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲	住 所	_____
	区 名	_____
	職 氏 名	_____ (印)
乙	住 所	_____
	事業所名	_____
	職 氏 名	_____ (印)

別紙（令和〇年〇月〇日確認）

（以下甲乙間で協議し取り決めた事項を記載）

※次ページの「取り決め事項の参考例」を参考にしてください。

◎取り決め事項の参考例

協定書に記載する取り決め事項の参考例を例示しますので、適宜、修正や削除などを行い、ご利用ください。

【植生の保護】

- 現存する植生、地形等は極力残存し、自然環境の保全と開発に起因する災害を未然に防止することを図ること
- 敷地内にある良好な樹木、その他樹木、河川、水辺等は極力保存し、活用するように努めること
- 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること
- 植栽は年2回以上剪定や草刈り等の管理を行い、周辺環境を悪化させないこと

【土地の形質の保全】

- 土地の地質変更は、必要最小限に止め、多量な土石等の移動は避けるものとし、やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い土石の流出防止に万全を期すこと
- 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、止むを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること
- 擁壁工を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること

【災害の防止】

- 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと
- 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲に報告すること。発電設備が破損した場合は十分な措置を講じるよう努めるとともに、事業区域外へ被害が及ぶ場合には地区住民等への周知を行い、被害を最小にと

どめること

- 緊急時に速やかに対応が図られるよう、乙は緊急連絡先等を記載した緊急時対応マニュアルを作成し、甲へ提出すること

#### 【水資源の保護及び水質保全】

- 水道に供する水源及び農業用水源（畑地かんがいを含む）等の保護に万全を期し、当該水源等の水量及び水質に影響を与えないものであること

#### 【景観の保全】

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること
- 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること
- フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観に配慮されたものを使用すること
- パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観に調和したものとする
- （道路沿いや民家等に隣接して設置する場合）通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること
- （尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合）太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること
- （主要な道路から視認できる場合）主要な道路（国道〇〇号）から望見できないよう、植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること
- （主要な眺望点から視認できる場合）主要な眺望点（〇〇展望台）からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること
- （景観形成拠点等から視認できる場合）電線類は可能な限り地中化すること
- 太陽光発電設備は隣接する市道から〇m後退して設置すること

### 【設置工事】

- 降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時は常にパトロールを実施し、関係住民、住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること
- 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を表示すること
- 乙は工事が完了した際には甲へ報告し、甲は工事が当初の事業計画と齟齬がないか確認すること

### 【設備の管理】

- 著しく傾斜している土地とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと
- 事業区域内の除草等環境整備に努めること
- 発電所の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講ずること
- 事業地の入り口に、事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること
- （事業の実施場所付近に水源又は住宅地がある場合）事業地の管理に当たっては、農薬及び除草剤は使用しないこと

### 【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】

- 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと
- 太陽光発電設備の撤去にあたり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること

### 【損害賠償等】

- 乙は、開発事業に起因する土砂流出等により乙以外に損害を与えたときの措置を明確にするものであること
- 開発事業により直接影響のある道路、河川、防災施設等の改良又は補修に要す

る経費は、乙の負担とするものであること

【苦情への対応】

○乙は事業について、地域住民等から苦情があったときは、誠意をもってこれに対応すること

【地域への貢献】

○乙は、甲が行う区内清掃に協力して、敷地に隣接する道路および側溝の清掃をおこなうこと

○乙は、区内の環境保全のため、活動協力金として年〇円を甲へ納入すること

中津川市太陽光発電設備設置の手引き

令和6年4月

お問い合わせ先

中津川市環境水道部環境政策課

〒508-8501

岐阜県中津川市かやの木町2番1号

電話：0573-66-1111 内線 541・542・543

FAX：0573-65-7626

e-mail：kankyo@city.nakatsugawa.lg.jp

URL：https://www.city.nakatsugawa.lg.jp